

1 県民 1 スポーツ事業
スポーツ指導者派遣事業（指導者バンク活用促進）要項

1 目的

- スポーツ活動の一層の充実、またスポーツ習慣の定着化を図るため、地域スポーツ活動場や企業・各種団体・イベントなどのニーズに応じたスポーツ指導者を派遣し、運動する機会を広げていく。
- スポーツ環境の一層の充実を図るため、競技団体などのニーズに応じた指導者を派遣し、スポーツ活動現場の活性化を促す。

2 対象

運動促進を考えて、指導者を求めている団体・会社など

3 実施期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までとする。

（2 月 2 9 日までに活動が終了するよう企画すること。）

4 助成内容

謝 金	指導者への指導費（詳細は最初の依頼時に説明）
交通費	県の旅費規定で支払い

5 申込方法

- 指導者派遣を受けようとする団体は、福井運動公園事務所指導普及課（以下指導普及課）に連絡を入れ依頼の旨を伝える。
- 実施日・指導者等が決定したら、「スポーツ指導者派遣事業実施計画書」（様式 1-1 または 1-2）に必要事項を記入の上、実施 2 週間前までに指導普及課あてに提出する。

6 報告書

- 終了後、速やかに「スポーツ指導者派遣事業実施報告書（様式 2）」を作成し、実施内容・写真・感想等を指導普及課に提出すること。（A 4 サイズ 1 枚程度）

【備 考】

指導者との手続き（登録の確認・派遣依頼文章作成等）は、指導普及課にて行う。

- 派遣指導者は、スポーツ指導者バンクに登録されていること。

（未登録者は、登録用紙（QRコード）を送るので、手続きにて登録）

- 派遣指導者は、指導普及課主催の研修会に最低 1 回は参加することとする。

（年間 8 程度実施しているので、興味関心のある研修に参加）

- 派遣指導者への謝金等は全て銀行振り込みとなる。

・債権債務者登録が済んでいるか確認し、まだの場合は振込先口座の「通帳のコピー」と「身分証明書（運転免許証等）のコピー」の提出を求める。

（指導者への送金は報告書の提出後、約 1 ヶ月を予定）